

公害経験の継承における課題と可能性

清水, 万由子 / Shimizu, Mayuko

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

709

(開始ページ / Start Page)

32

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

2017-11-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014314>

公害経験の継承における課題と可能性

清水 万由子

はじめに

- 1 公害経験の継承を求めるのは誰か
- 2 公害経験を継承することの難しさ
- 3 公害経験を継承する方法の可能性

はじめに

「公害」という言葉から想起されるものとは問われたら、何と答えるだろう。勢いよく煙を吐き出す煙突群か、苦しそうな表情を浮かべる患者の姿だろうか。「公害」との出会いが教科書の中であった筆者にとって、「公害」は何枚かのモノクロ写真のイメージを伴う言葉であった。公害という経験を直接自らの身体に刻んだ人と、そうでない人とは、その言葉から想起される内容は異なるだろう。世代や地域によってもその傾向は異なるかもしれない。

「公害」という言葉はいつしか「環境問題」という言葉に置き換えられ、公害被害を経験した人や、それを目の当たりにした人は少なくなっている。今後私たちの社会にとって、「公害」はますます遠い過去の出来事となっていきそうだ。そのような状況に対して、公害を二度と起こさない社会をつくるために、これから生きる人々は公害を伝えようとする人々から、何を学ぶ必要があるのか。これらは今後の公害研究・公害教育にとって避けられない問いであろう⁽¹⁾。

本稿では、公害経験を継承することが、再び公害を起こさない社会をつくるために必要であると考え、その難しさと可能性についての論点を整理してみたい。なお、本稿では特定の公害地域・事例に基づいて論じるのではなく、多様な公害地域・事例を念頭において論を進めていく。

1 公害経験の継承を求めるのは誰か

公害資料館ネットワーク

近年、公害発生地域のいくつかにおいて公害経験の継承という課題が意識されるようになってい

(1) 日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育分科会(2016)「環境教育の統合的推進に向けて」では、公害教育、自然体験教育、ESDの有機的推進が提言されている。

る。筆者も幹事として参加する公害資料館ネットワークには、公立公害資料館が6館参加しており（公害資料館ネットワークウェブサイト参照）、一般市民を対象とした展示解説や、館によっては語り部の講話などが行われている。

これを、戦争をはじめとする近現代史の捉え直しや、あらゆるものが「博物館学的欲望」によって遺産化される流れ（荻野 2002）や、災害や事件などの教訓を「負の遺産」として継承しようとする動きの一端であると見ることもできる。しかし公立公害資料館設立の直接的な契機は、公害訴訟を闘ってきた公害被害者や運動支援者による訴えであったと言ってよい。例えば、新潟県立環境と人間のふれあい館は、新潟水俣病被害者の会・共闘会議と昭和電工が訴訟和解に際して結んだ協定書で、新潟県が昭和電工からの寄付を用いて「水俣病の教訓を活かした事業」を行うと書かれたことに基づき、2001年に開設された。富山県立イタイイタイ病資料館は、イタイイタイ病被害者団体協議会が県や国に資料館建設を求めてきた末に、2012年に開設された。四日市公害と環境未来館は、四日市市環境学習センター公害資料室が前身である。ここで語り部活動などを行っていた公害訴訟の支援者らを中心とする四日市再生「公害市民塾」メンバーらが市に資料館の開設を求めていた中、四日市市における環境改善過程の発信と公害イメージの払拭のためと資料館の整備を公約にしていた田中俊行氏が市長に就任し、2015年3月に開設された。

これらの公立公害資料館は、基本的に被害者や支援者の求めに応える形で開設されている。被害者の共通の願いは、「自分が経験した苦しみを、後の世代には繰り返してほしくない」「同じことを繰り返さないために、自分たちが経験した公害を知ってほしい」という願いであろう。資料館側は開設準備過程において被害者や支援者から資料提供を受けただけでなく、準備委員会等の場で展示内容について意見を聴き、開設後も運営協議会メンバーとして協力体制を構築している。

一方で、互いに励まし合い、組織化して企業や行政との交渉と裁判を闘ってきた被害者や支援者が、公害経験を継承するために設立した民間公害資料館もある⁽²⁾。それらの民間資料館では、被害者たちの運動の歴史に注目した展示が多く、民間公害資料館と公立公害資料館では展示内容が大きく異なる（清水 2016）という指摘もある。また、展示施設を持たないものの、公害を学ぶスタディツアーの開催や地域での対話の場づくりなどに取り組む団体⁽³⁾も公害資料館ネットワークには参加している。広義の公害資料館と言ってもよいだろう。

じつは公害資料館ネットワークの活動の中でも、公立資料館と民間資料館では運営体制や設立経緯の違いが、公害を「伝える」ことへのスタンスの違いとして浮き彫りになることがあった。2016年3月に公害資料館ネットワークが発表した「協働ビジョン」のとりまとめ過程において、一つひとつの文言について様々な懸念や期待が語られ（公害資料館ネットワーク 2016）、その結果まとめられたのが「協働ビジョン」である⁽⁴⁾。ここでは8項目の「協働するための姿勢」が掲げられている。これらのリストを見ると、「公害を伝える」というシンプルに見えることが、いかに複雑な問

(2) 公害資料館ネットワーク構成団体のうち、展示施設を持ち資料を保存している民間公害資料館として、一般財団法人神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会（清流会館）、一般社団法人水俣病センター相思社 水俣病歴史考証館、公益財団法人公害地域再生センター附属 西淀川・公害と環境資料館がある。

(3) 一般社団法人あがのがわ環境学舎、公益財団法人水島地域環境再生財団（みずしま財団）など。

(4) 公害資料館ネットワークウェブサイト「公害資料館ネットワークの協働ビジョン（全文）」参照。

題をはらんでいるかが想像されるだろう。

公害資料館ネットワークは、設立背景や運営体制を問わず、また展示施設の有無を問わず、公害を「伝える」という一点で集まった組織・個人である。公害の何を、どのように、誰に、誰が伝えるかといった具体的な課題を各組織が抱えながら、各々が試行錯誤で公害を伝えようとしてきた経験を共有し学習し合うという段階である。

「公害被害者」の揺らぎ

公害経験の継承と言う時、すべての公害資料館が共通して出発点とするのは被害の経験であろう。繰り返してはならないのは被害である。しかし、ひと口に公害被害者と言っても、公害経験の継承に対するスタンスは決して一様ではない。公害を忘れてほしくないと訴える被害者がいる一方で、公害のことは忘れたらいいという被害者もいる。公害による被害は身体的な苦痛に限らない。むしろ差別や偏見などによる精神的な苦痛が辛かったと語る被害者も少なくない。「(補償)金欲しさに公害病と言う」といった偏見に満ちた周囲の視線や就職差別・結婚差別を恐れ、公害病であることを隠してきた人もいる。これらの公害被害者に対する社会的疎外は、被害者であると名乗り出ることを躊躇させてきた。公害被害者としてではなく、一人の人間として生きたいという願いを誰も否定することはできない。

公害の被害経験を伝えることは、公害被害者にとって必ずしも当然のことではなく、葛藤を抱えながら亡くなっていった被害者も少なくはないはずである。公害を繰り返してはならないと自ら世間に訴え、裁判に参加する公害被害者は、多くの場合地域社会における少数者である。すべての公害被害者が、自らの公害経験を伝えることに積極的になれるわけではないという現状がある。

では公害被害の経験を伝える「公害被害者」とは誰かと考える時、公害被害を受けている人は潜在的には多数存在していたとしても、すべての人が公害病だと「認定」を受け(られ)るわけではない。しばしば「未認定患者」という言い方がなされるように、ここには公害健康被害補償法による認定制度の問題がある。1977(昭和52)年に水俣病の認定基準が厳格化されて以降、水俣病の認定申請が保留・棄却されるケースが急増し、認定基準をめぐる訴訟も繰り返されてきた。大気汚染公害についても、1988年に第一種地域指定が解除されて以降、新規の公害病認定は行われなくなった。公害被害者とは制度的に「認定」された人のことなのか。症状がありながら公害病とは「認定」されない人が経験していることは、公害被害ではないのか。

現在、公害資料館では自らの経験を語る語り部をつとめる被害者が高齢化し、家族・遺族や支援者が語り部となることが増えているという。家族自身が身体的・精神的な被害を被っている場合もあるし、身近な人物であるからこそ苦しみを理解している場合もある。長年被害者たちを支え、その声を代弁してきた支援者の経験は、公害被害を知る上で重要な意味を持ちうる。彼らの経験もまた、継承されるべき公害被害と言ってよいだろうか。

公害被害の経験を「誰が」伝えようとしているのか、あるいは「誰の」公害被害経験を伝えるのかは一意に決められるものではなく、つねに揺れ動いていることを前提として公害経験の継承を考える必要がある。

加害経験の継承

公害経験の継承とは、被害経験の継承だけではない。加害、つまり公害の発生原因に関わる事象があり、意図的であるかは別にして、そこに関わった人びともいるはずである。公害訴訟において被害原因と法的責任の所在は明らかにされてきた。しかし、訴訟で明らかにされるのは被告の作為／不作為と被害との客観的な因果関係であり、被告組織に内在的な視点で公害被害をなぜ防ぐことができなかったのが明らかにされるわけではない。2000年代以降、企業がCSR報告書や社会・環境報告書などを発行し、社会的責任について自ら説明することが広く求められるようになったが、競争条件の激しい変化の中で企業が対応すべき課題は変化し、過去の公害について言及されることはない。では、公害資料館は、被告企業の加害経験を「伝える」場となっているだろうか。筆者が公害資料館で見る限り、その形跡はあまりにも少ない。公害資料館の展示を見ても、関係者による証言映像を見ても、なぜ公害を防げなかったのかがわからないままなのである。当時の日本社会が高度経済成長中であったことが公害発生背景としてしばしば説明されるが、それが直接的原因であるとは言い難い。被告組織が自らそれを社会に対して語る場は、まだないのかもしれない。富山県立イタイイタイ病資料館では、三井金属鉱業⁽⁵⁾の新人研修が毎年行われている。四日市公害と環境未来館には、市内のコンビニート企業が社員研修で見学を訪れている。水俣市内に本社を構えるJNC⁽⁶⁾は、新人研修の一環として水俣市立水俣病資料館に足を運んでいるという⁽⁷⁾。西淀川・公害と環境資料館では、環境省職員研修⁽⁸⁾で西淀川・尼崎地域における環境問題の現地研修を実施している。これらの取組みにおいて企業や行政機関は主に被害を「学ぶ」側であり、自らの組織に生じた加害経験を「伝える」側ではない。

2015年に四日市市で開催した公害資料館連携フォーラムの企業分科会において、公害資料館ネットワークに加盟する各地域の団体・資料館から企業との協働取組について報告が行われた⁽⁹⁾。そこで明らかになったのは、これまで多くの公害地域において被害者と原因企業・組織との間で公害防止や被害救済についての交渉はあっても、公害経験の継承という点での協働的な関係構築はほとんど始まったばかりであるということだった（公害資料館ネットワーク 2016）。公害を繰り返さないためには、自らの組織の体質や従業員一人ひとりの経験に迫り、原因となる行為がなぜ防げなかったのかという問いを掘り下げていき、その答えを組織内で継承し社会にも還元すべきであろう。

唯一の例外と言いうる可能性があるのは、イタイイタイ病の被害者団体であるイタイイタイ病対策協議会と、三井金属鉱業および神岡鉱業との関係である。1972年に原告勝訴が確定してから、イタイイタイ病対策協議会が窓口となって三井金属鉱業との間に、(1)イタイイタイ病患者への補

(5) イタイイタイ病の発生原因となった鉱山は、被害発生当時は三井金属鉱業神岡鉱業所であったが、その後三井金属鉱業が100%出資で神岡鉱業を設立した。

(6) 2011年にチッソの子会社として設立された。

(7) 2016年12月JNCでの工場見学での説明より。

(8) 西淀川公害二次訴訟では、道路管理者としての国が自動車排ガスによる健康被害の責任を問われ、一部認められた。建設省が訴訟担当省であったが、問われたのは国（政府）の責任である。

(9) この時に報告したのは、四日市公害と環境未来館、一般社団法人あがのがわ環境学舎、一般社団法人相思社、公益財団法人みずしま財団、公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）附属西淀川・公害と環境資料館である。

償金支払いに関する誓約書、(2)汚染農地の復元費用負担に関する誓約書、(3)公害防止協定を結んだ。(3)には、被害者側が自ら選定した専門家を伴って工場内を立入調査することが含まれている。調査はこれまで40年以上にわたって続けられ、神通川のカドミウム濃度は自然界値を維持するようになった。注目すべきは、これが被告企業ひとりの努力によるものではなく、被害者・科学者と被告企業の間で達成されてきた点である。立入調査の際に科学者によって提供される知見が、工場の排水処理技術を進化させ、被害者と企業との間に「緊張感ある信頼関係」が構築されてきたという(公害資料館ネットワーク 2015)。被害者と科学者による立入調査は原因企業の内省を促し、あるべき対策の追究は「なぜ公害を起こしてしまったか」の解明と対をなすものと考えられる。

全体を見渡せば、加害経験に関する具体的な情報は公害資料館において、取り上げられることは非常に少ないと言ってよい。公害原因企業内部でどのような継承が行われているか、またそれを社会にどのように還元すべきかは今後検証すべき課題であろう。

2 公害経験を継承することの難しさ

公害を伝えることと学ぶことの距離

次に公害経験を継承する側の状況、つまり公害を「学ぶ」ことについて、筆者の経験に基づいて考えてみたい。筆者は、自分自身が公害被害を体験したわけではない。公害被害者から直接話を聞く機会を得て、彼らや支援者が残してくれた資料や研究者などが公害について様々に論じた文献を読んで、そして公害があった街に数年間だが暮らしてみて、公害という経験を理解しようとしている。大学で環境問題に関する講義を担当するようになると、必ず公害について話そうと決めた。公害という経験から、学ぶべきことがあると考えたからである。

ところが、平成生まれの大学生にとって公害はあまりにも遠い時代、遠い場所で起こった出来事である。「公害と聞いて何を思う?」と尋ねてみれば、教科書の小さな白黒写真、「四大公害」「水俣病」などのいくつかの単語、あるいは多くの人が病気にかかり苦しんだ辛い出来事、といった答えが返ってくる。彼らのほとんどは、公害という言葉は知っているが、それが自分が生きる社会にとって何を意味しているのかまで考えたことはないのである。大学教員となって間もない頃、ある公害被害者の語りを聴いた学生が書いた「自分が公害のある地域に住んでいなくてよかった」という感想を読み、公害を全くの他人事と捉え自分の住む世界と切り離そうとするその姿勢に、言いようのない恥ずかしさと罪悪感に襲われたことがある。しかし、筆者自身が公害問題を深く学ぶことになる以前の認識は、大学生のそれとほとんど同じであったし、公害を他人事と捉えることに疑問を持つこともなかったかもしれない。

公害をどのようなものとして伝えられたら、公害経験の継承につながり、公害を繰り返さない社会の一員を育てることにつながるのか。それを考えることは、公害を伝えようとするわたしが、公害から何を学んでいるのかを考えることでもある、と考えるようになった。伝えることと学ぶことは、本来一体のものだろう。だが現状では、公害を伝えることと、学ぶことの間には無視できない距離があるように感じられる。筆者が公害を伝える際に直面している、いくつかの困難について掘り下げてみたい。

時間的・空間的な隔絶

1950～70年代に「公害」と言えば、汚れた空気と水や病気の苦しみだけでなく、経済至上主義への反省、権力の作為／不作為による人権侵害、近代科学技術への批判など、様々な概念とともに想起されていたであろう。例えば1959年3月2日の朝日新聞朝刊（東京版4面）には、『「公害」と世論』と題したコラムが掲載されている。

（前略）公害はすなわち公敵である。公敵に対する戦いは、当然、公衆全体が協力して戦い、取り除かねばならない。その多くは無能で無為の為政者によって、また利潤追求に急な大資本によって、とかく「文明の必要悪」として片付けられているからである。（中略）被害者の公衆が怒らねば、世論は形づくられない。世論がわき上がらねばマスコミも動けない。（後略）

1959年と言えば、1956年に水俣病が公式確認され、その原因をめぐって被害者、チッソ、国・県・市が激しくやり合っていた頃である。政治・行政と産業界を厳しく批判し反公害の世論を喚起しようというメディアの使命感のようなものさ感じられる。当時の新聞にはほとんど毎日のように公害に関する記事が見られ、公害について一定の問題意識が維持され、共通理解を形成していたことが想像される。しかし世論の後押しで進んでいった公害・環境政策は、1970年代後半から「まきかえし」と呼ばれる動きの中で後退し、そのような言説は次々と現れる社会課題にかき消されていく（宮本 2014）。また、地球規模の環境問題へと関心は移っていき、訴訟が終結した個別の公害について全国規模でかつリアルタイムに語られることは減っていった。メディアを通じて同時的に共有されていた公害言説のシャワーが途絶えた時、それらは記録としては残るものの、受け手の中にそれを蓄積する動機がなければ、日々消費されていく情報の一つでしかない。公害を同時代的に経験したことのない世代にとって、公害は過去の出来事か、同時代で起こっているとすれば海の向こう、例えば中国で起こっていることという認識だろう⁽¹⁰⁾。

しかし当然、メディアで取り上げられなくなったことは公害が終わったことを意味しない。被害・加害を経験した個人を包む、家族や地域社会といった空間に公害経験は蓄積され続けている。例えば数十年がまんしてきた水俣病の症状が悪化した人や、自分も水俣病かもしれないと気づいた人、差別・偏見と何らか折り合いをつけた人などが、ここに来て水俣病の認定⁽¹¹⁾を求めることがあるのも、その人たちの日常生活空間に水俣病の経験が蓄積され、しだいに濃くなっていったからではないかと思える。しかし先にも述べたように、公害被害者が社会的に疎外される場合には、経験が蓄積される空間は個人や家族など非常に狭く限定されてしまうために、彼らの経験が時空間を超えて広く他者に伝えられることはまれである。また、都市地域においては人間と土地利用の流動性が高く、再開発により空間の履歴がモザイク状に削ぎ落とされていく。そのような場合には、地

(10) 学生に公害の具体例を尋ねると「PM2.5」という答えが返ってくることもある。しかもPM2.5（微小粒子状物質）汚染は中国の問題であり日本はその被害者だと捉えている。しかし日本国内でもPM2.5問題は存在する。2009年ようやくPM2.5環境基準が設けられ、大阪市内など基準値を超える地域があることがわかっている。

(11) 認定申請が保留・棄却され訴訟を提起することや、2009年水俣病特措法による水俣病被害者手帳、1995年政治的解決による医療手帳の交付なども含む。

域空間に蓄積された公害経験は、社会的に継承されないことになる。時間と空間は均質で空虚な容器ではなく、記憶を媒介として一体的にその痕跡（意味付け）を蓄積していくものであるという考え方は、被爆経験の継承や都市空間の保存運動などからも指摘されている（浜・柁湯 2010）。

同時代において生じたことならば、空間的に隔絶していてもメディアを通じて問題を一定程度共有することは可能であったろうし、時代を超えて地域空間の中に経験の記憶が蓄積されていれば、追体験を助けてくれることもあろう。しかし現代においては、隔絶された時間と空間を超えて公害経験を継承することの難しさを前提に考える必要がある。

語る苦しみと受け止める困難

公害被害に限らず、自らが経験した痛み苦しみは他人にはわからないものだと人は考える。それを言葉にして伝えようとする行為が、新たな苦しみを生むことがある。語ろうとすることで苦痛を追体験する時の痛み、語ったところで理解されないのではないかという不安、自らに「被害者」というラベルを貼ることによって新たな差別偏見にさらされることへの恐れなどが生じる。加害に関わる経験の場合、それが自覚的であるならいっそう、自ら語ろうとすることには大きな壁があることだろう。

一方の聞き手もまた、語り手の語る苦しみに対する遠慮や、辛苦に触れることへの恐怖心を抱えて、語り手の経験を受け止めることを迫られる。以前筆者が授業で公害問題を取り上げた時、学生の感想の中に「これまで学校で公害について何度も習ってきたが、暗くて辛い話を聞くのが嫌だった」という趣旨のものが複数あった。彼らがこれまで公害をどのように学んできたのかはわからないが、一見平和で安全な社会において、老いや病いは家族や地域から切り離され、生命の危険や理不尽な苦難に遭遇した経験もほとんどないという人間が増え、他者の痛みに触れる経験すら少なくなっているのだろう。表面的な安寧のもとでは、痛み苦しみの訴えや、怒りなどのネガティブな感情の発露は、安寧を脅かすものであり恐ろしいものと映るのかもしれない。しかし、その自己防衛的な姿勢が語り手の痛み苦しみを増幅させることもある。語り手が生きてきた時代背景や経緯についての知識だけでなく、他者の痛みに対する感受性とそれを受け止める自らの主体性を持たなければ、語り手だけでなく聞き手自身も深く傷つくことになりかねない。

語りえない経験を語ること、語られない経験を継承することについて、戦争被害に関しても一定の研究蓄積があり、公害被害の継承と共通する論点が多くあるように思われる。被爆者と社会（聞き手）の双方がつくる「沈黙の壁」と、被爆問題から解放してほしいという被爆者と家族の本音（澤田 2009）は、公害経験を継承する際の困難と同じ構造があることを示している。一方で、傍観者であった沖縄の反戦地主二世が自身の「欠落」を自覚した時に平和活動家への「飛躍」が始まるという描写（門野 2005）は、公害被害者が運動への参加を通じて被害経験を他者に向けて語ることで、公害被害の経験を否定せず受けいれるようになる過程（堀田 2002）と共通する、経験の外化と内面化の相互作用の存在を示している。

語り手が自らの経験と向き合うことができたとしても、経験した本人にしかわからないと前提してしまえば、経験の継承は不可能であり意味がない。公害も戦争も、そこに関わる個人の経験は多様であり、その重さを比較することができない唯一無二のものである。高山（2016）は、長崎のあ

る被爆者が自身の体験を語る語り部活動だけでなく、被爆者支援活動、被爆体験調査、被爆をテーマとする文学作品を読むなどの行為を通して「被爆者になる」と語る、その表現に注目する。爆心地から少し離れた場所で被爆した自分自身の経験を語り、より爆心地に近いところで被爆した他の被爆者の経験を様々な形で学び内面化することが相乗し、多様な被爆経験がその人の中で「被爆」の全体像を結んでいくことが、「被爆者になる」ということの意味である。この場合は被爆者同士の経験であるが、語ることと聞く（読む）ことは表裏一体であり、語り手が自分の経験が他者にとってどういう意味を持ちうるのかを模索している、つまり語るために他者の声を必要としていると思わずにはいられない。

公害経験と今をつなぐビジョンの欠如

多様な社会的課題が存在する中で、なぜ今、とりわけ公害を学ぶ必要があるのかと問われたことがある。公害経験を「伝えたい」「知ってほしい」という思いを持つ人がいる一方で、「なぜそれを学ばなければならないのか」と問い返されてしまうのはなぜなのだろう。環境汚染の事象は今も多岐にわたって起こり続けている。人間の行為が自然生態系のバランスを崩し、人間にも被害が及ぶという構造は、地球環境問題であっても同じである。そうであれば、あえて公害を学ばなくとも現在身近に感じられる環境問題を学ぶ方がよいのではないか。あるいは、より普遍的な戦争や差別問題の方をまずは知るべきではないか。学ぶ側から発せられる「なぜ今、公害を学ぶのか」という疑問に答えなければ、公害経験の継承は成立しない。筆者は、公害経験の継承を意味あるものにするには、個人レベルと社会レベルの双方で、公害経験を継承することと、公害を起こさないこととの間にある乖離を解消する必要があるのではないかと考えている。

まず社会レベルにおいて、公害という経験が総括されていないという問題がある。OECDが評価したように、日本の公害対策は1970年代から急速に進んだ。政府は環境基準を設定し、自治体が行政指導や公害防止協定によって規制を遵守させることに成功した。公害防止管理者の配置により公害対策の人材育成も進んだ。同じような公害を繰り返さないために、対応策が制度化されてきた。しかし、宮本憲一が指摘するように、依然として被害の全体像がわからない水俣病問題、アスベスト問題や福島第一原発事故の発生を見ると、公害は「まだ終わっていない」のである（宮本2014）。個別の公害問題について言えば、公害反対の世論の高まりを追い風に、複数の公害訴訟で当時の大企業、国、自治体等の責任が問われた。原告勝訴の判決が示され、被害救済や公害防除のために和解に至ったケースが多い。しかし日本の公害訴訟の多くは民事訴訟であるから⁽¹²⁾、被告の謝罪や和解は一義的には個別当事者間の紛争決着でしかない。個別の判決や和解文において公害被害を生んだことに対する反省が示されることもあるが、社会的に公害について総括がなされ、継承されてきたかと考えると、それを示すものはすぐに思い当たらないのではないか。公害を生み出したのは、直接的には個々の企業や施設であるが、それを防ぐことができず被害者の運動によってようやく政策・制度が整備され始め対応が進んだことを思えば、当時の政治行政システムや社会的倫

(12) 国家賠償請求訴訟や差止請求訴訟などの行政訴訟で原告の訴えが認められたものもあるが、やはり個別の事案に限定されたものである。

理規範は問題をはらんでいたはずである。そうした人間社会が抱える問題は、公害問題に限るとしても多様な経験を寄せ合っていかなければ見えてこない。公害を起こした社会に内在的な視点から自らの弱さ、欠落を直視し、公害を繰り返さないという意志を表明すること、つまり公害を総括し言語化する政治が欠如していると言ってもよい状況が続いてきたのではないだろうか。

一方、個人レベルでは何のために公害を学ぶかという意識の問題がある。辛い被害の実態を知ったとしても、自分が公害について学ぶことが公害を防ぐことにつながるという実感が持てなければ、「なぜ」という疑問は当然のものである。それは、公害の何を学ぶのかという問題に他ならない。ほとんどの個人は公害の直接的原因を制御することはできない。だから企業や政府の取組みを注視し彼らに適切な対応を求める方法についての知識を持つべきであるし、もしも自分や周囲の人々が理不尽な被害に遭っている場合には無知のままに恐れるのではなく、苦しみの中にある人の尊厳を守ることを考えるべきである。そして権力がそれら個人の努力を無にしようとする場合には、組織化して権力と闘う術を持つべきである。例えばそのように公害の経験から得られる教訓があるとすれば、公害の何を学ぶべきかは見えてくるのではないだろうか。

社会レベルにも個人レベルにも、公害を生み出した社会に対する反省と、公害を生み出さない社会に転換するためのビジョンが必要である。それは一朝一夕につくられるものではなく、誰かが一意に決める必要もない。伝える側が完成されたビジョンを持って伝えるというよりも、公害経験を伝える人と学ぶ人の間の相互作用の中から見出されるものであってよい。公害経験の継承は当事者が非当事者に伝えるという一方向の継承だけではなく、公害のない社会とはどのような社会なのかを、両者が一緒に考えるという過程を必要としているのである。

3 公害経験を継承する方法の可能性

生活実践の中の公害経験

ここまでで公害経験を継承する際に直面する困難について述べてきた。伝える側と学ぶ側が、公害経験をめぐる文脈を共有しないままに継承を試みても、お互いを傷つけ合うだけでなかなかうまくいかない。また、表面化した出来事だけを伝えるようなやり方では、公害を繰り返さない社会をつくることにはつながらないのではないか。では具体的にはどのような継承方法がありうるのだろうか。ここでその展望を詳細に示すほどの準備はないが、いくつかの可能性について言及し、本稿を閉じることにしたい。まず、公害の経験を、例えば被害—加害だけに限定して捉えるのではなく、当事者の生活実践、つまり一人の生活者の経験の中で公害がどのような位置を占めていたのかという視点から捉え直すことで、地域での生活そのものをつくり直すという考え方で、その方法について考えてみたい。

関（2003）は、新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）が被害発生地である阿賀野川流域ではなく福島島のほとりに建てざるをえなかった問題を手がかりに、水俣病の「教訓化」とはいかなることかを考察している。関によれば、資料館は水俣病を脱空間化された普遍的メッセージとして、不特定多数に向けて、過去の問題として語ろうとするが、被害経験や被害の顕在化過程の多様性、さらに被害の日常性と現在性は、具体的な空間を離れて伝達することが困難であ

る。地域の風土や暮らし方の風景など、被害者の日常世界とその精神性を母体にした「教訓化」こそが、より多くの思想的実践を示唆しようという。そこから導かれる水俣病の「教訓化」とは、水俣病を深刻な身体被害として伝えるのではなく、自然環境を良好なものに保ち、あるいは良好なものにしようという意識と行為を認識することである。関の言う「教訓化」とは、公害により疲弊し分断された地域社会を再生することと言い換えることもできよう。こうした営みが広がりを得るための方法として、一つには現地でのフィールドワークが有効である。具体的な空間に蓄積された意味を読み解くためのガイドがあれば、時間的・空間的な隔絶を越えて、生活実践の中の公害経験を、そこに生きた人の視点から理解しようとするのを助けてくれる。フィールドワークで現地を訪れるのは、過去の出来事の痕跡をたどることが目的ではない。その場所でのどのような「教訓化」の過程があったのかを知り、自分の生活実践に活かすことである。

フィールドワークで出会う当事者による語りも、時間的な隔絶を越えて公害経験を伝える重要な方法である。地域における「教訓化」を担う人であれば、語り手は必ずしも公害被害者である必要はないのかもしれない。苦しい経験を語り、耳を傾けることの難しさを乗り越えるためには、語り手と聞き手が過去だけでなく未来を共に見ること、相対する両者の間に共感的理解が成立するという体験を積み重ねていくことが重要である。ただ限られた時間の中で語り部の話を聞くだけでは、その人の人生や生活総体の中での公害を理解することは容易でない。ここでも適切なガイドとなる文書や映像などの力を借りることも重要である。関礼子ゼミナール編（2016）は、新潟県立環境と人間のふれあい館で行われている語り部の語りをまとめ直したもので、一人ひとりの人生において公害がどのような意味を持ったのかということがわかるように作品が編まれており、語りを聞く事前学習のテキストとしての役割も持つものである。聞き手（この場合は編者である大学生）による語りの編集というプロセスが、生活に公害経験をうまく編み込んでいるように見える。

展示による経験の継承

現地でのフィールドワークだけでなく、資料館展示においても公害経験を伝え学ぶことも、今後の公害経験の継承においては重要な意味を持つ。資料館の展示内容が、公害経験を表現する代表的言説として機能していくことが考えられるからだ。この点について、ハンセン病とハンセン病対策の歴史などを展示する国立ハンセン病資料館の例を参照してみよう。国立ハンセン病資料館は、1993年に藤楓協会⁽¹³⁾が設立した高松宮記念ハンセン病資料館をリニューアルして2007年に再開館したものである。館の目的は以下のように書かれている。

「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」, 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文および第1条（趣旨）、第11条（名誉の回復等）, 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第18条（名誉の回復及び死没者の追悼）に基づき、国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る。（国

(13) 戦前のらい予防協会が前身で、2009年まで国立ハンセン病資料館の運営を担っていた。現在は社会福祉法人ふれあい福祉協会となっている。

立ハンセン病資料館資料)

国立ハンセン病資料館は2008年に議員立法で成立したハンセン病問題基本法に基づいて運営されており、ハンセン病に対する偏見・差別の解消と患者・元患者の名誉回復という目的が明確に設定されている。ハンセン病資料館に関しては、いくつかの論考があり、その展示をめぐる指摘から、公害資料館への示唆を得ることができる。有蘭(2008)は、ハンセン病患者への聞き取りの中で、彼らが病気や差別の苦しみとは別に、療養所の中での彼らの様々な主体的活動を生き生きと語ることに注目している。療養所入所者たちは、抑圧的状况に立ち向かうために、あるいは日々の生活に少しでも希望を取り戻すための支えとして、療養所運営のために強いられた患者作業とは別に多様な仕事の場を創出していた。隔離政策という抑圧的な現実に対峙する生活実践は、個人の生存戦略だけでなく、また社会運動だけでもなく、日常的な社会関係の編み目の中から、自ら必要とし必要とされる仕事としても立ち現れていたことが示される。国立ハンセン病資料館では、患者・元患者が取り組んだ創作活動や彼らの生き様についても写真や現物展示によって示している。じっさいに筆者が見学した印象では、公害資料館と比べてより丁寧に時代背景や当事者の内面的な経験が説明されているように感じた。

一方で青山(2008)は、国立ハンセン病資料館の展示は体験を共有していない一般国民にも理解できるように一貫したストーリーに沿った内容で明確なメッセージが表現されているが、一つのストーリーに集約された歴史は、その背後にある様々な体験を埋没させ、過去の意味付けが単純化される可能性があることを指摘している。双方向的なコミュニケーションをとりやすいフィールドワークに比べて、限られた情報量で構成する資料館展示や、学校の授業でさえも、伝える内容の取捨選択を避けられず、ストーリーが固定化する危険はたしかにある。どのようなねらいを持って取捨選択をしたのかを明確にしておき、定期的に見直すことも必要である。資料館が展示機能だけでなく資料収集・保存とレファレンス機能を持つことの意味の一つは、単純化されたストーリーを固定してしまうことを防ぐことにある。展示や授業などの限られた時間と空間の中で公害経験を学ぶことは容易ではなく危険さえ伴うことを自覚し、自らの生活、地域、社会を見つめ直すための問いかけを伝える側も学ぶ側も持てるような工夫が必要である。

公害経験の継承とは

本稿では、公害の経験を伝え、学ぶことすなわち公害経験の継承という現実的な課題について、その難しさと可能性を検討することを通じて、公害経験の継承とは何を意味するのかを考察した。公害を繰り返さないために継承すべき公害経験とは、人間や社会を「公害」の定規で切り抜いたものだけをスクラップしたものではない。公害資料館が、専門家や政策決定者だけではなく、すべての市民とりわけ子どもや若者に向けて公害を伝えることを使命とするならば、表面に現れた出来事としての「公害」だけを切り取るのではなく、そこに関わった人々が見ていた風景や時間の過ごし方、また一人ひとりが公害経験をどのように受け止めたかなどを伝えていくこともできるのではないか。当然、公害資料館だけが継承の役割を担う必要もない。多様な方法で公害経験の継承に取り組むことができる個人、組織が存在しているはずだ。

過去に意味を与えるのは現在を生きる人々である。そして、公害という近い過去の経験について、その意味付けはまだ揺れ動くものであり、むしろそうあるべきである。多様な公害の経験のされ方、つまり当事者一人ひとりの生活実践とそこにある公害を、一つひとつ聞き取ることが重要である。それを寄せ集めて、想像力をはたらかせて受け手の一人ひとりが自分につながる物語として描くこと、それを一人ひとりの生活実践につなげていくことが、今、公害という経験を継承することではないだろうか。

（しみず・まゆこ 龍谷大学政策学部准教授）

【謝辞】

本稿を執筆するにあたり、公害資料館ネットワークの活動を通して積み重ねてきた関係者の皆さんとの意見交換が大変参考になった。また、法政大学大原社会問題研究所 環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会 2017 年度第 1 回研究会では草稿に対して多くの有益なコメントをいただいた。記して感謝いたします。なお、本稿は科学研究費補助金（課題番号：26870718、16K02474）の研究成果の一部である。

【参考文献】

- 青山陽子（2008）「記憶の保存としてのハンセン病資料館——存在証明の場から歴史検証の場へ」桜井厚・山田富秋・藤井泰編『過去を忘れない——語り継ぐ経験の社会学』せりか書房、121-138 頁。
- 有蘭真代（2008）「『生活者』としての経験の力——国立ハンセン病療養所における日常の実践とその記憶」桜井厚・山田富秋・藤井泰編『過去を忘れない——語り継ぐ経験の社会学』せりか書房、104-120 頁。
- 荻野昌弘（2002）『文化遺産の社会学——ルーブル美術館から原爆ドームまで』新曜社。
- 門野里栄子（2005）「『親の背中』が語る時——沖縄反戦地主二世にみる平和の継承」『ソシオロジ』50(2)、19-35 頁。
- 公害資料館ネットワーク（2015）『2014 年度公害資料館連携フォーラム in 富山報告書』。
- 公害資料館ネットワーク（2016）『2015 年度公害資料館連携フォーラム in 四日市報告書』。
- 公害資料館ネットワークウェブサイト <http://kougai.info/>（最終閲覧 2017 年 8 月 20 日）。
- 澤田愛子（2009）「原爆被爆の記憶の継承——その困難性と可能性を見つめて」『人間学紀要』39、91-114 頁。
- 清水孝子（2016）「資料館（ミュージアム）の『記憶』——「水俣病歴史考証館」と「水俣病資料館」における展示をめぐって」『九州コミュニケーション研究』第 14 号、62-69 頁。
- 関礼子（2003）『新潟水俣病をめぐる制度・表象・地域』東信堂。
- 関礼子ゼミナール編（2016）『阿賀の記憶、阿賀からの語り——語り部たちの新潟水俣病』新泉社。
- 高山真（2016）『〈被爆者〉になる——変容する〈わたし〉のライフストーリー・インタビュー』せりか書房。
- 日本学術会議環境学委員会環境思想・環境教育分科会（2016）「環境教育の統合的推進に向けて」。
- 浜日出夫・榊瀧俊子（2010）「特集によせて（〈特集〉記憶と場所——近代的时间・空間の変容）」『社会学評論』60(4)、462-464 頁。
- 堀田恭子（2002）『新潟水俣病問題の受容と克服』東信堂。
- 宮本憲一（2014）『戦後日本公害史論』岩波書店。